

三重県社会福祉審議会の運営のあり方について

1 三重県社会福祉審議会の特色

福祉全般を調査審議する守備範囲の広さ

総合的・大局的な議論が可能であるが、一方では論点が絞りづらい

2 本審議会と専門分科会の役割分担

福祉の各分野ごとに専門性の高い議論が必要である反面、単一分野の取り組みでは限界も多く、分野を超えた関係者間のネットワークづくり、連携強化を議論する場が不可欠である。

組織内に4つの専門分科会を有する当審議会の特色を活かし、本審議会と専門分科会の役割分担を次のとおりとする。

【本審議会の役割】

(1) 地域の福祉活動の推進、福祉のネットワークづくり

- ・女性・高齢者・障害者等の社会参加を促し、自立を支援していくためには、ひとにやさしい支え合い社会の構築、地域づくりが不可欠である。
- ・福祉の各分野を縦割りとするなら、それを束ねる横軸の部分であり今後ますます重要になっていく分野である。
- ・平成14年度には県地域福祉推進計画の策定を予定しているとともに、策定後も継続的な評価・見直しが必要であり、本審議会の調査審議の中心テーマとする。

例 地域が自主的に取り組むインフォーマルな福祉サービスの創出、社会福祉協議会のあり方、権利擁護の確立、見守り運動、生きがい対策、子育て支援、NPO・ボランティア、各種募金活動の推進 等

(2) 福祉分野における資源配分の方向づけ

- ・厳しい財政事情の中で、限られた資源（予算、人員等）を福祉の各分野にどう配分するか、重点化するかの方角づけを検討する。（あれもこれも あれかこれか）

(3) 福祉分野における新たな課題等への対応

- ・今後、現在の専門分科会では対応しきれない緊急性の高い新たな課題の発生も考えられるので、このような問題に対応する審議の場とする。

(4) 専門分科会で結論が出ない事項への対応

- ・専門分科会で結論が得られず、幅広い視点から本審議会での審議が適当と判断された事項

【専門分科会の役割】

- ・ 児童福祉、高齢者福祉、民生委員審査に関する審議は、各専門分科会が中心となっ
て行う。
- ・ 障害者の分野については、障害者基本法に基づき障害者施策全般を調査審議する三
重県障害者施策推進協議会が設置されており、当面は同協議会が中心となっ
て行う。
- ・ 身体障害者福祉専門分科会は、身体障害者の障害程度の審査に関する事項に限定し
て調査審議する。
- ・ なお、法令が改正され統廃合が可能になれば、障害者の分野の調査審議を専門分科
会もしくは同協議会へ一本化することを検討する。
- ・ 各専門分科会及び三重県障害者施策推進協議会の調査審議結果は、本審議会に報告
する。

3 三重県社会福祉審議会の運営方針

審議会活動の一層の活性化

- ・ 議論をより一層活性化するには、時節を得た開催が必要であり、年度初め、中間、
年度末の年3回を目途に開催回数を増やす。

県福祉行政関係者と委員間の情報の共有化

- ・ 審議を深めるためには、情報の共有化が不可欠であり、専門分科会の報告はもとよ
り積極的に行政情報を提供していく。(福祉分野に関連する各種計画、調査報告書等
は審議会でも報告するだけでなくその都度送付する。) 反対に委員に情報提供を求め
ることもあり得る。

委員構成等の検討

- ・ 現委員の任期は平成14年6月30日であり、改選までに次の事項について検討す
る。

委員定数

委員構成(公募委員の導入等)

専門分科会への委員配置(全委員どれかの分科会に参加等)

その他(再任回数制限の必要性等)